

第388号

令和5年

9月1日発行

道しるべ

一般社団法人 戸塚青色申告会

発行所

一般社団法人 戸塚青色申告会
 横浜市戸塚区上倉田町449-2
 戸塚法人会館106号室
 TEL 045(881)8558
 FAX 045(861)3505
 発行責任者 森 栄子
 印刷所：共進印刷

【戸塚税務署より】



着任のご挨拶

戸塚税務署長

斎藤 さいとう

兼太郎 けんたろう

初秋の候、一般社団法人戸塚青色申告会の会員の皆様方におかれましては、益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

この度の人事異動により、戸塚税務署長を拝命しました斎藤でございます。前任の宮本同様、よろしくお願いいたします。

森会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方には、平素から税務行政の円滑な運営につきまして、深い御理解と多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、多くの納税者に対し「誠実な記帳と適正な申告の普及」と「納税道義の高揚」に御尽力いただくとともに、e-taxの普及・利用拡大につきましても、本年の確定申告では昨年を上回る会員の皆様の御利用をいただき、大変心強く思っています。これからも貴会との緊密な連携・協調関係をより一層推進したいと考えておりますので、御支援をお願いいたします。

さて、近年の税務行政を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症への対応も相まって、経済社会や技術環境が目まぐるしく変化する中、税を含むあらゆる分野でデジタルツールの活用が急速に広まっています。私どもは、アフターコロナの時

代に移る中でも、国税庁の使命である「適正・公平な課税・徴収の実現」と併せて、納税者の利便性の向上、課税・徴収事務の効率化・高度化、事業者の業務のデジタル化の促進等により税務行政のデジタル・トランスフォーメーション(DX)を今後

も更に進めていく所存でございます。ところで、本年10月から導入されます消費税の「インボイス制度」につきましては、会独自のインボイス説明会を開催するなど、早くから制度の周知・広報など多岐に渡る取り組みに御尽力いただき、改めて感謝申し上げます。

税務署では、これまでの取り組みに加えて、インボイス制度の改正事項の周知・広報や登録を受けるかどうか御検討をされている免税事業者の方を対象とした「登録要否相談会」等を開催するなど、インボイス制度に関する様々な相談に丁寧に対応しております。貴会の皆様方には、インボイス制度の円滑な導入に向けまして、引き続き、御理解と御協力を宜しくお願いいたします。

最後に、一般社団法人戸塚青色申告会の益々の御発展と、会員の皆様方と御家族の御健勝並びに事業の御繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

今年度 戸塚税務署職員紹介

(敬称略 順不同)

職 名	氏 名	前 任 地
署 長	斎藤 兼太郎	釧路署 署長
副署長(法人担当)	行 船 美 穂	鶴見署 法人特別国税調査官
副署長(総務担当)	山 田 稔	留任
総 務 課 長	青 木 次 彦	局 徴収部 納税管理官 総括主査
個人1統括官	君 塚 仁	留任
個人2統括官	関 理 誠	蒲田署 個人3 統括官
個人3統括官	大 石 和 之	留任
個人4統括官	藤 寄 正 文	留任
個人連絡調整官	小 林 和 弘	局 厚生課 宿舍第一係長
個人指導上席	下 鳥 隆 男	川崎西署 個人指導上席

※署幹部の方並びに当会に関係のある方々を中心にご紹介しています。

転任された宮本署長、野口副署長、伊藤総務課長、竹林統括官、仙葉調整官、前野上席、大変お世話になりました。



行船 副署長



山田 副署長



青木 総務課長



君塚個人1統括官



関個人2統括官



大石個人3統括官



藤寄個人4統括官



小林個人連絡調整官



下鳥上席



研修旅行に参加して

この度の研修旅行は、慌ただしい日常生活を送っている私にとって、とても楽しい思い出となりました。

まず、職員や会員の皆様とたくさん交流ができたことです。普段、申告会にお伺いするときは、あれをしなきゃ、これもしなきゃ…で頭がいっぱい。しかし、今回は旅程もゆったり。リラックスして参加することができました。

道中ではDVD放映、〇×クイズで様々な視点から税金の教養を深められました。身近な内容でも意外と知らないことも多くなるほど～と頷くことが多々ありました。

まず最初の旅程であったドイツ村。広大な敷地でかわいい動物や美しい紫陽花に触れながら新鮮な空気をたっぷり吸うことができました。

次はメインの昼食。海鮮料理はもちろんのこと、どのお料理もとても美味しく、心ゆくまで堪能できました。そして道の駅やはちみつ工房での試食・試飲・買い物を楽しみ、うみはたで休憩し、無事岐路につきました。

奇跡的だったのが天候です。1日雨の予報でしたが、バス降車時は雨が止み、乗車時再び雨が降る…が、繰り返されたのです！また、雨間に吹く爽やかな風がとても心地よかったです。

コロナ等の影響で研修旅行は4年ぶりの開催とのこと。開催にあたり、様々な対策をしながら計画してくださったことと推察しております。そのおかげで安心して参加することができました。関係者の皆様に改めて感謝申し上げます。これからも申告会職員・会員の皆様のご活躍・ご繁栄を祈念しております。

石川 陽子



ドイツ村 笑顔満快 紫陽花満開



税理士部会だより

「インボイス！ 登録申請しないとどうなるの？」

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。

多くの事業者の方は「インボイス」という言葉は知っていると思いますが、そもそも「インボイスってなに？」「仕入税額控除ってなに？」「登録はしないといけなの？」などなど、インボイスという言葉だけが先行してよくわからないという方も多いと思います。

そこで、今回は免税事業者（消費税の申告と納付をしたことがない）の一人親方のケースで、インボイス制度のしくみをお伝えしたいと思います。

一人親方と売上先との取引をイメージしてください。一人親方の現場仕事がひと月50万円（税抜）の場合、消費税率10%分を足した合計55万円を請求していました。一人親方が受け取った消費税5万円は売上の一部として計算され、消費税自体は納めていません。これは違法ではなく、あくまで法律で認められていたものです。売上先もそれで問題はありませんでした。

これが令和5年10月1日から変わります。売上先が消費税の課税事業者であった場合、一人親方から「登録番号を記載した請求書」をもらわないと、売上先が納付しなければならない消費税額は5万円多くなります。

登録番号は税務署に申請すればもらうことができます。ただし、登録番号をもらった一人親方は消費税を申告して納めることになります。あくまでも登録番号の申請は任意となります。

ですからパンフレットなどでも「検討ください！」と言っているのです。しかし巷では登録しないと仕事が減るとか色々言われているので、戸惑う方も多いのではないのでしょうか？

登録番号を申請するかどうか迷われている方は、売上先に申請する必要があるのか、申請しない場合どうなるのか確認していただき、その上で、青色申告会事務局へ個別にご相談いただくことをお勧めします。また、インボイス制度についてより詳しく理解いただくためにも国税局・税務署主催の説明会や国税庁のホームページに掲載されている特設サイトをご確認ください。

申請手続



説明会



特設サイト



インボイス制度の準備は大丈夫？

- 開始日：令和5年10月1日開始
- 登録手続き：令和5年10月1日から登録を受けようとする事業者は
令和5年9月30日までに登録申請書を提出する必要があります。

【令和5年10月1日から登録を受けようとする事業者の戸塚青色申告会事務所受付】
マイナンバー申請の方：令和5年9月30日16時迄
書面提出の方：令和5年9月30日11時迄

ブルーリターンAのインボイスの入力について

	令和5年9月30日まで	令和5年10月1日以降
課税事業の方	今まで通りの入力	インボイスの有無入力
免税事業者で 10月1日から インボイス発行事業者	初期設定⇒事業情報設定⇒ 消費税設定⇒対応しない	初期設定⇒事業情報設定⇒消費 税設定⇒対応する⇒課税方式
免税事業者でインボイス 発行事業者にならない方	今まで通りの入力	

※2割特例等の事務負担の軽減措置については、ブルーリターンA2024で対応予定
※10/4(水)帳簿のつけ方の講習会開催する予定です。(別紙チラシ参照)



弁護士無料相談会 お悩みは弁護士がお答えします！！

相続、土地・建物、取引関係などで弁護士に相談したい方

- 対象者：当会会員の方、又はそのご家族(個人・法人を問いません)
 - 開催日：1月・3月・5月・7月・9月・11月の第3木曜日
 - 開催時間：①13:00 ②14:00 ③15:00(ご相談時間は1時間で完全予約制)
 - 開催場所：戸塚法人会館2階 小2会議室(戸塚区上倉田町449-2)
- ※ご相談は完全個室で行いますのでご安心ください。
- ※一度別の弁護士に相談済みの内容(セカンドオピニオン)もOKです。
- ※ご相談内容によっては、時間内で完結しない場合がございますが、その場合
再度次回のご相談日の予約をお願いいたします。また、内容が複雑な場合は
個別契約をお願いし、相談料が別途発生する場合がございます。
- 予約申込：一般社団法人戸塚青色申告会 Tel045-881-8558
 - 担当弁護士：石川安藤総合法律事務所 弁護士石川、弁護士安藤



新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため パソコンやスマートフォンによる電子納税をご活用ください

▶スマホ決済

対応アプリで納付書のバーコード又は eL-QR を読み取り、手続きを行います。
対応アプリ等の詳細は、「横浜市ウェブページ」をご確認ください。

▶クレジット納付

専用サイト（税目によって異なります）から納付書の納付番号等を利用し、納付手続きを行います。
※税額に応じてシステム利用料がかかります。

▶ペイジー納付

金融機関のインターネットバンキング等からペイジーのメニューを選択し、納付手続きを行います。

▶口座振替

「横浜市 Web 口座振替受付サービス」からお申込みが可能です（法人対象外、一部金融機関対象外）。
その他、郵送及び金融機関窓口でもお申込みできます。



【取扱対象税目】

- 個人市民税・県民税（普通徴収分）●固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- 固定資産税（償却資産）●軽自動車税（種別割）※軽自動車税（種別割）は口座振替の対象外です。

最新の情報や納付方法の詳細は、横浜市のウェブページをご覧ください。

横浜市税 納付方法

検索

会員の
皆様へ

入会勧奨月間開催のお知らせ

会では会勢拡大の為の勧奨月間を、令和5年10月10日から年末まで行います。この間のご入会者は入会金2,000円が免除となります。

また、この間にご紹介でご入会頂いた場合は1人につき、紹介者に2,000円の功労金があります。
皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

価格改定のお知らせ

いつも当会をご利用いただき、ありがとうございます。
令和5年7月1日より、帳簿等の販売価格を改定させていただきます。

- ・現金出納帳・経費帳 1,540円
- ・不動産帳簿 880円
- ・バインダーセット 2,970円

会員の皆様にはご負担とご迷惑をおかけいたしますが、より一層のサービス向上に努めて参りますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

掲載者募集

当会の会員事業主様は、会報「道しるべ」に事業の紹介を掲載することが可能です。

当会会報は、約2,600名の会員様に配布しております。

- ・掲載スペースは、A4の3分の1ほどです。ご相談ください。

初回掲載料は無料です。

2回目以降の掲載は、1回につき5,000円（税別）です。

この機会に事業の宣伝をされてみてはいかがでしょうか。
詳細は、事務局までお問い合わせください。

電話 045-881-8558 広報担当

会の動き

◆予定

10月22日 休日指導会 （事務局）

10月中 決算準備指導会 （JA横浜支店等）
（詳細は別刷りチラシ参照）

事業主さん 安心・有利・手軽な
国の退職金制度を活用しませんか。

中退共 小企業退職金共済制度

詳しくは
ホームページをご覧ください。
中退共 検索

国の退職金制度 掛金は全額非課税 外部積立型で管理も簡単
掛金の一部を国が助成します。 手数料もかかりません。 退職金試算額などお知らせします。

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

謹んでご冥福をお祈り申し上げます

訃報 鈴木 昭治 様 栄 区
石川 久雄 様 泉 区
三橋 理人 様 泉 区
下間 武継 様 戸塚区

※ ご不幸があった時は、すぐに事務局までご連絡ください。

編集後記

近所に住む84歳の男性が免許証を返納すべきか迷っている。奥様の病院送迎と大型スーパーへの買い出しに車は不可欠であり、返納すれば明日からの日常生活がすぐに困るので躊躇しているという。

80歳を越えても運転を続けている人には其其の事情がある。まして自分の都合や判断で決められない難しさも併せ持っているのだ。

以前返納について話し合った時、最後はお互いに気まづくなって別れた経験もある。無責任な親切は余計なお節介であり、何ら問題解決にはならなかった。

高齢者が車には頼らなくても暮らしやすい社会は本当に来るのだろうか？ 事故のニュースを聞かたびに思ってしまう。

編集委員 鈴木 繁